

高田幼稚園 預かり保育における
子育てのための施設等利用給付認定について

上越市教育委員会

●高田幼稚園預かり保育

令和8年4月より預かり保育の拡充を行います。

〈預かり保育時間〉

平日 7:30~8:30 14:30~18:30 (教育時間8:30~14:30の前後)

長期休業中(夏休み、冬休み、春休み) 7:30~18:30

※実施しない日:土曜日、日曜日、祝日、お盆前後期間、年末年始休業日

その他、園長が園の運営上やむを得ないと判断した時は、預かり保育を実施しない場合があります。

- 1号認定の子ども(高田幼稚園に通う子ども)は、保護者の就労など保育を必要とする事由に該当し、「施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)」を受けることで、預かり保育利用給付(無償化)の対象になります。

認定区分は以下の通りです。1号認定からの変更ではなく、追加での認定となります。

認定区分	給付を受けられる費用	対象となる子ども
新2号認定	預かり保育の利用料	3歳児クラス以上で保育が必要な子ども
新3号認定	預かり保育の利用料	満3歳の保育が必要な子どもで住民税非課税の世帯

●給付対象となる金額

日額上限450円(預かり保育の利用料と比較し、低い方の金額)×利用日数が給付の対象となります。

●新2・3号認定の「保育を必要とする事由」

新2号認定または新3号認定を受けるには、保護者のいずれもが、下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

〈保育を必要とする事由〉

- ①就労:月48時間以上(パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
- ②妊娠・出産:産前8週以内(多胎妊娠は産前14週以内)から産後8週以内
- ③保護者の傷病・障害
- ④親族の介護・看護:常時、介護・看護する必要がある場合
- ⑤災害復旧の期間中
- ⑥求職活動 ※原則90日間まで:起業準備を含む
- ⑦就学:職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVから子どもを保護する必要がある場合
- ⑨その他 上記以外の事由で保育を必要とする場合

●その他

申請手続き等については、後ほどお知らせします。